

長野市工事監督要綱

(目的)

第1 この要綱は、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）第45条及び第46条の規定に基づく工事監督の実施に関し必要な事項を定め、工事請負契約の適正かつ円滑な履行を確保することを目的とする。

(監督職員)

第2 工事担当課長は、工事の請負契約ごとに規則第46条第1項に規定する職員（以下「監督職員」という。）を定めなければならない。

2 工事主管課長は、前項により定められた監督職員の職及び氏名を監督職員通知書（様式第1号）により当該工事の請負者（以下「請負者」という。）に通知するものとする。監督職員が変更したときも同様とする。

(監督職員の職務)

第3 監督職員は、契約書、設計書並びに図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「設計図書」という。）により工事現場を把握し、工事が契約どおり施工されるよう監督を行わなければならない。

(監督職員の注意の義務)

第4 監督職員は、工事の監督に当たり、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 請負者その他工事の利害関係人に対し、常に厳正な態度で臨むこと。
- (2) 請負者が工事の安全管理に万全を期するよう指導すること。
- (3) 請負者が工事施工に当たって紛争等を起こさないよう指導すること。
- (4) 請負者に対し適切に設計意図を伝え、必要な指示を与えるとともに、徹底を図ること。
- (5) 請負者に対する指示及び承諾は、監督職員指示書（様式第2号）及び工事施工協議書等で明確に行うこと。

(工事の促進)

第5 監督職員は、工程表に基づき、工事の進捗状況を把握し、遅延のおそれがあると認めるときは請負者に厳重に注意し、工事の促進に努め、その結果を工事担当課長に報告しなければならない。

(細部設計図及び原寸図)

第6 監督職員は、設計図書に基づき請負者が作成した細部設計図及び原寸図を審査し、承諾を与えなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ工事担当課長の承諾を受けるものとする。

(材料の検査等)

第7 監督職員は、工事用材料の検査及び工事用材料の調合に係る見本検査の必要があると認めるときは、直ちに設計図書に基づき材料の形状、寸法、種類、数量、品質等につ

いて検査をしなければならない。

- 2 監督職員は、前項に規定する工事用材料の検査の結果不相当と認めるときは、請負者をして速やかに当該材料を工事現場から搬出させ不足数量は良品を補充させ、前項による検査をしなければならない。

(立会い等による確認)

第8 監督職員は、次の各号の一に該当する場合においては、必ず当該工事に立会い、設計図書に適合した施工であることを確認しなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会うことができないときは、その都度請負者に対し現場写真その他の方法を指示しそれにより成果を確認しなければならない。

- (1) 材料のうち、調合を要するもの（見本検査によるものを除く。）があるとき。
- (2) 水中又は地下に埋設する工事その他完成後、外部から明視することができない工事を施行するとき。
- (3) 工期又は施工技術面から判断して、やり直しができない工事を施工するとき。

- 2 監督職員は、請負者が前項に規定する立会い等による確認を受けないで、工事を施工したときは、直ちに当該部分を発掘又は破壊等をして検査をしなければならない。この場合において、特に必要があると認めるときは、工事担当課長の指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

(補修又は改造)

第9 監督職員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認めるときは、直ちに請負者に補修又は改造を命じ、設計図書に適合した施工を行わせなければならない。この場合において工事の施行に重大な欠陥があること等特に必要があるときは、工事担当課長の指示を受け必要な措置を講ずるものとする。

(中間検査の意見具申)

第10 監督職員は、工事の施行の途中において中間検査をする必要があると認めるときは、工事担当課長にその旨意見を具申するものとする。

(支給材料及び貸与品)

第11 監督職員は、設計図書等に基づいて、支給材料及び貸与品を請負者に支給又は貸すときは、その都度受領書又は借用書を徴するとともに、請負者に別に定める材料受払簿により整理させ厳重に保管させなければならない。

- 2 監督職員は、使用済みの貸与品又は不用となった支給材料があるときは、請負者に別に定める貸与返納書又は支給物品精算書により返納させなければならない。

(解体材及び発生材処理)

第12 監督職員は、工事の施工に伴い生じた解体材又は発生材を処理するに当たり、環境の保全がなされるよう請負者に適切な指示を与えなければならない。

(設計図書等に係る疑義)

第13 監督職員は、工事の施工に当たり次の各号の一に該当するときは、工事担当課長に

報告し、その指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、自らの判断により請負者に必要な事項を指示し、その旨工事担当課長に報告するものとする。

- (1) 当該工事の現場の状態が設計図書と一致しないとき。
- (2) 設計図書が交互に符号しないとき。
- (3) 設計図書の誤記又は脱漏があることを発見したとき。
- (4) 地盤その他について、予期することができない状態が発見されたとき。

(監督職員の報告)

第14 監督職員は、次の各号の一に該当するときは、直ちに工事担当課長に対し、副申書を添えて意見を具申し、その指示を受けなければならない。

- (1) 工事の変更又は中止等の必要があると認めるとき。
- (2) 請負者から工期延長の申請を受けたとき。
- (3) 請負者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、又は契約の履行が危ぶまれるとき。
- (4) 現場代理人、主任技術者、下請負業者等が工事の施工について著しく不適當であると認められるとき。

(緊急措置)

第15 監督職員は、災害防止その他工事の施工上緊急止むを得ず請負者に臨機の措置をとらせる必要があるときは、直ちに工事担当課長に報告してその指示を受け、請負者に指示しなければならない。ただし、急迫の事情によりその暇がないときは、自らの判断で適宜の指示を行うものとする。

- 2 監督職員は、前項の措置をとったとき、又は請負者が独自でとった措置の通知を受けたときは、その結果を速やかに工事担当課長に報告しなければならない。
- 3 監督職員は、不測の事故が発生したときは、直ちにその状況を工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事の記録写真)

第16 監督職員は、工事の作業状況を把握するため、請負者に工事の内容、測点、寸法、月日その他必要な事項を標示した一連の写真記録を作成させ提出させなければならない。

(監督記録)

第17 監督職員は、監督日誌に監督上必要な事項を記録しなければならない。ただし、請負者に対し指示書で指示した事項については、この限りではない。

(図書等の整備)

第18 監督職員は、次の各号に掲げる図書等のうち必要なものを整備しておかなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 工程表、工事施工計画書、工事施工協議書
- (3) 承認図

- (4) 工事記録簿、検査記録票
 - (5) 監督日誌、指示書
 - (6) 材料品質関係書類、支給材料受払簿
 - (7) 施工保証書
 - (8) 工事写真
 - (9) その他必要な書類
- (出来高の確認)

第19 監督職員は、請負者から出来高確認申請書が提出されたときは、速やかに当該工事を調査の上出来高調書を作成し、これと必要な書類を出来高確認申請書に添付し、別に定める長野市工事検査実施要綱（以下「検査要綱」という。）に基づき進達しなければならない。

(精算調査)

第20 監督職員は、契約の解除等により精算する必要があるときは、速やかに当該工事を調査の上精算設計書を作成し工事担当課長へ提出しなければならない。

(竣工届の進達)

第21 監督職員は、請負者から竣工届が提出されたときは、遅滞なく当該工事の調査を行い、適当と認めるときは、竣工届に竣工確認を行い必要な書類を添付し検査要綱に基づき進達しなければならない。

(検査の立会い等)

第22 監督職員は、検査の実施の際請負者を立会わせるとともに自ら立会わなければならない。

2 監督職員は、規則第49条第1項に規定する職員（以下「検査職員」という。）による検査の結果手直し、補修又は改造等を要するものがあつた場合は、その履行を監督し、完了後は工事担当課長及び検査職員に報告しなければならない。

(工事成績の評定)

第23 監督職員は、契約金額が200万円を超える工事について、竣工確認後速やかに別に定める長野市工事成績評定要領に基づき、厳正に当該工事の成績評定書を作成しなければならない。

(工事監督職員の交代)

第24 工事担当課長は、工事の施行中において監督職員を交代させる必要があるときは、請負者に通知し自ら立会いの上、監督職員に必要事項の引継ぎをさせなければならない。

(監督を委託して行った場合の措置)

第25 工事担当課長は、規則第46条第4項の規定により職員以外の者に委託して監督を行わせた場合においては、受託者から当該監督の内容を明確にした書類等を提出させその結果を確認しなければならない。

2 工事担当課長は、監督を委託した当該工事の検査職員の行う検査に際しては、自ら又

は監督職員を立会わせなければならない。

(補 則)

第26 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

様式第1号（約款第9条）

監 督 職 員 通 知 書

令和 年 月 日

様

※ 長 野 市 長

印

部 局 支所	課室	担当
--------------	----	----

令和 年 月 日付けで貴社に発注した工事について、監督職員を下記のとおり

定めたので通知します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

3 監督職員 所 属

職氏名

※ 工事発注者が市長でないときは、当該工事の発注者。

※ 様式第2号（規則第46条）

監 督 員 指 示 書

令和 年 月 日 曜日 午前 午後 時 天候

工 事 名

監督職員

現場代理人

（本人自署）

指 示 事 項

部 課